

防 水 工 事 保 証 書

管理組合 御中

工 事 名 称 ルーフバルコニー・共用廊下・階段防水工事

所 在 地 (所在地は非表示)

保 証 開 始 日 2025年10月1日

保 証 内 容

施工部位	仕様	保証年数
ルーフバルコニー[平場]	OATW-3A/平場	10年
ルーフバルコニー[立上り・架台]	OATW-3A/立上り	10年
ルーフバルコニー[笠木]	OAPM-8A工法・笠木用工法	10年
	—— 以下余白 ——	

保証期間内、上記防水工事に起因する漏水事故が発生した場合は、施工箇所の補修を行います。
但し、次ページに記載する免責事項に該当する場合や維持管理の不備が原因の事故については保証の対象外と致します。

請負業者

巧正株式会社（記名・押印欄） 東京都八王子市大和田町6-19-8

防水施工業者 （責任範囲:防水工事の施工）

（防水施工会社の住所・社名・代表者名は非表示）

材料製造業者 （責任範囲:標準仕様及び材料の品質）

田島ルーフィング株式会社（防水材メーカー） ※住所・担当者名・押印は非表示

免 責 事 項

下記に表す項目に起因する事象や、維持管理を怠った事に起因する漏水事故並びに防水機能が保たれているケースは本防水工事保証書の保証対象外となります。尚、本保証書の保証範囲は防水層に発生した不具合の復旧に限定され、記載の無い事項は施主と請負業者との工事請負契約書に依るものとします。

〔天災〕

- ・地震、台風、落雷、ひょう、その他予見不可能な自然災害

〔外力〕

- ・構造または設計上に関する欠陥が原因の損傷
- ・防水層の上に重量物を設置した事による防水層の損傷
- ・事故、火災、その他人為的な破壊行為による防水層の損傷
- ・大気汚染、付着物による汚染、物理的・化学的な外力及びその他不可抗力による損傷
- ・建物内部から起因する防水層の損傷
- ・その他、上記に類するような外的な要因に起因する防水層の損傷

〔維持管理の不備・使用上の不注意〕

- ・本書記載の維持管理のお願いが遵守されなかった事に起因する防水層の損傷
- ・ドレンの目詰まりによる雨水のオーバーフロー
- ・鋭利な刃物や靴による防水層の損傷
- ・薬品等の付着による防水層の損傷
- ・植物の生育による防水層の損傷
- ・つららの落下、雪下ろし時の防水層の損傷
- ・常時防水層が浸水する事による防水層の損傷
- ・その他、上記に類するような建物、屋上、設備等の維持管理に起因する防水層の損傷

〔防水機能が保たれているもの〕

- ・防水層に発生したふくれ及びしわ
- ・経年劣化による表面の変退色
- ・防水層の上に発生する水滴り
- ・防水層表面に発生した微細な劣化
- ・その他、直接漏水につながらない不具合

〔その他〕

- ・本書に防水施工業者の記名・捺印がない場合
- ・保証書の対象防水層を、本保証書の発行者以外の者が補修した場合（増築や保護塗料の塗布を含む）
- ・構造または設計に起因する防水層の不具合
- ・防水層端末部のシーリング材の劣化に起因する不具合
- ・本工事とは別の工事に起因する不具合
- ・防水施工業者の承諾を得ずに、防水層に別の工事が施されたことに起因する不具合
- ・防水施工部位の上に材料製造業者の指定する以外の仕上げ材を設置したことに起因する不具合
- ・現在の科学技術では予期不可能な事象に起因する不具合

維 持 管 理 に 関 して

〔各防水工法 共通事項〕

防水層の機能を長期間維持するためには使用上の注意を遵守する事が不可欠です。

建物の管理者は次の項目に従って維持管理を行って下さい。

- ドレンや側溝は最低でも1年に1回清掃し、土や落ち葉などのゴミは取り除いて下さい。
- 防水層の傷や穴を発見し、その異常を請負業者に連絡せず放置した場合は本保証書による保証の対象外となります。
- 防水層の上で煙草や火気類の使用は控えて下さい。
- 防水層の上で薬品類や塗料や溶剤をこぼすと変退色を起こす可能性があります。
- 清掃や雪下ろしをする際に、鋭利な道具を使用しないで下さい。
- 防水層の上に直接植栽を設置する場合は、必ず耐根処理を行って下さい。
- トップコートを塗り替えることにより防水層の耐久性の向上が期待できるため、トップコートを5年程度（但し、シリコン系・フッ素系トップコートは10年間程度）で塗り替えを行う事を推奨します。塗り替えを行う場合は原則有償となります。
- トップコート塗り替えを行う場合は、材料製造業者の指定のものとし、必ず請負業者にご相談下さい。
- 保証対象範囲の防水層の上に新規に何か設置を行う場合は必ず請負業者にご相談下さい。
- その他各工法のカatalog記載事項を遵守下さい。

不 具 合 の 調 査 に 関 して

保証期間中に防水層の不具合の調査を依頼され、保証範囲の契約不適合が確認できなかった場合の調査費用は発注者様のご負担とさせていただきます。